

消費税申告相談会

平成18年分の決算書をご覧ください。課税売上高が1,000万円を超えていませんか？
(ご注意ください！ 固定資産(事業用車輛等)の売却額等も課税売上高に含まれます。)

2/2(月)

3/16(月) 3/17(火)

3/31(火)

所得税決算申告相談会

消費税申告相談会

相談期間 平成21年3月17日(火)～3月31日(火)

受付時間 午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分

相談会場 青色申告会3階

お持ちいただく物 平成20年分消費税申告書(税務署より届いたもの)

平成19年分消費税申告書(前年に消費税申告を行った方)

平成18～20年分所得税決算書・申告書、及び帳簿(ブルーリターンAを使用の方は、データの入っているFD等)

印鑑・消費税関係の届出書

予約制ではなく、ご来局いただいた順番に相談を承ります。

所得税予約相談時の、消費税申告相談はご容赦願います。

ブルーリターンAにて所得税の確定申告相談をされた方は、消費税の確定申告相談時には、あらためての機器使用料はいただいていません。印刷代金としては500円を頂戴していますのでご協力をお願いいたします。